

**(案)**

**第7期小浜市障がい福祉計画**

**第3期小浜市障がい児福祉計画**

**令和6年3月**

**小浜市**

# 目 次

1. 計画の位置づけ.....	1
2. 計画期間.....	2
3. 計画の策定方法.....	2
小浜市の現状.....	3
1. 人口の状況.....	3
2. 障がいのある人の状況.....	4
3. 障がい者の就業状況.....	7
障がい者計画.....	10
1. 基本理念.....	8
2. 障がい者福祉の目標.....	9
3. 計画の体系.....	10
第7期障がい福祉計画.....	12
1 令和8（2026）年度までの成果目標.....	12
（1）福祉施設から地域生活への移行.....	12
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	14
（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	15
（4）福祉施設から一般就労への移行等.....	16
（5）相談支援体制の充実・強化等.....	19
（6）障がい福祉サービス等の質を向上するための取組みに係る体制の構築.....	21
2 障がい福祉サービス等の見込量.....	22
（1）訪問系サービス.....	22
（2）日中活動系サービス.....	24
（3）居住系サービス.....	27
（4）相談支援.....	28
（5）地域生活支援事業（必須事業）.....	29
（6）地域生活支援事業（任意事業）.....	33
第3期障がい児福祉計画.....	36
1 令和8（2026）年度までの成果目標.....	36

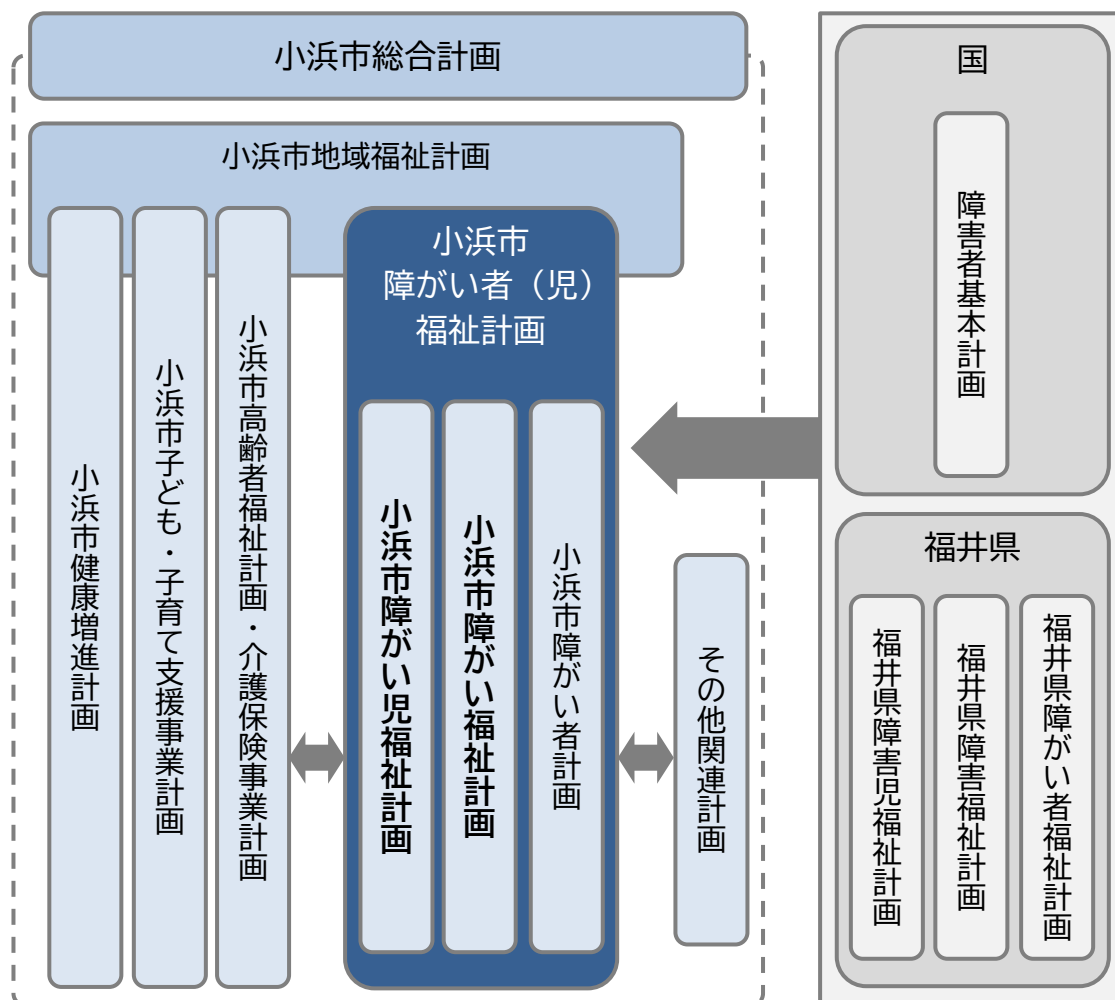
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	36
2 障害児通所支援等の見込量と確保策 .....	39
(1) 障がい児支援（児童福祉法に基づくサービス） .....	39
(2) 発達障がい者（児）支援.....	41
資料編.....	45
1 小浜市障がい者（児）福祉計画策定委員会規則 .....	45
2 小浜市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿 .....	46
3 計画の策定経過.....	47

## 1. 計画の位置づけ

「小浜市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法（第 88 条）に基づき、本市における障害福祉サービスの提供体制の確保のための方策を定めた計画です。

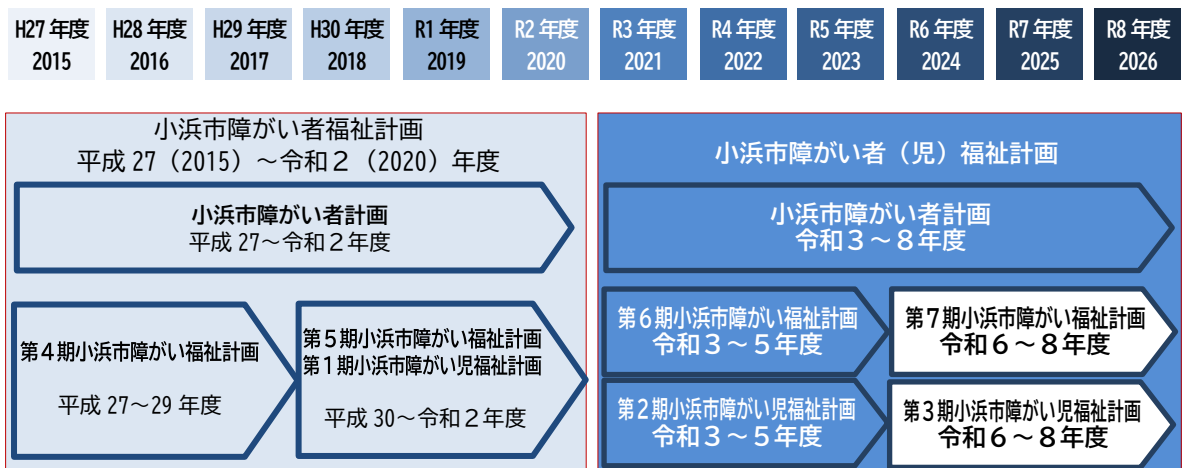
また、「小浜市障がい児福祉計画」は、児童福祉法（第 33 条の 20）に基づき、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保の方策を定める計画です。

なお、両計画は、障害者基本法（第 11 条第 3 項）に基づき策定している「小浜市障がい者計画」と関連が深いことから、本市ではこれらを一体的なものとして「小浜市障がい者（児）福祉計画」としています。



## 2. 計画期間

第7期小浜市障がい福祉計画および第3期小浜市障がい児福祉計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年とします。



## 3. 計画の策定方法

### （1）策定委員会での審議

本計画の策定にあたり、障がい当事者や保健、障がい福祉関係者などで構成する「小浜市障がい者（児）福祉計画策定委員会」を設置し、障がい福祉サービス等の円滑な実施を確保するために計画の内容などについて協議しました。

### （2）パブリックコメントの実施

第7期小浜市障がい福祉計画および第3期小浜市障がい児福祉計画の策定にあたり、パブリックコメントを実施したところ、27件の意見をいただきました。提出された意見は、小浜市障がい者（児）福祉計画策定委員会にて検討し、本計画に反映しました。

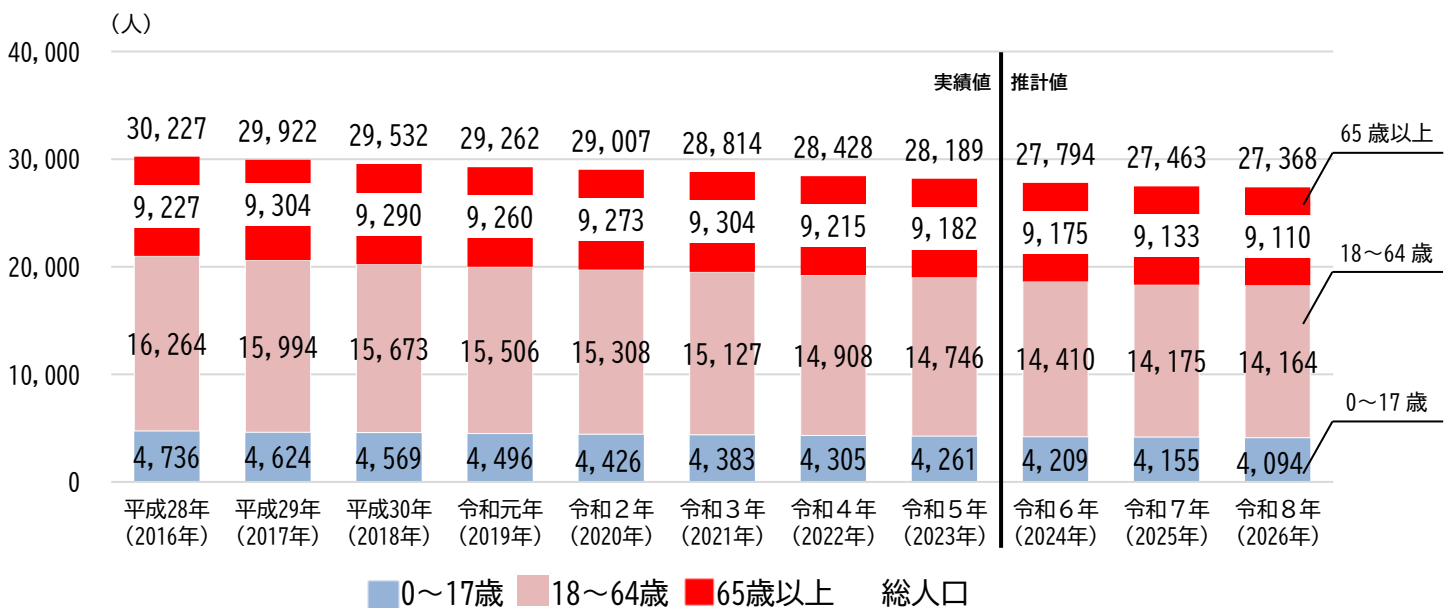
# 小浜市の現状

## 1. 人口の状況

小浜市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和5（2023）年3月31日現在で28,189人となっています。推計値においても年々減少すると見込まれており、第7期小浜市障がい福祉計画の最終年度である令和8（2026）年では27,368人となっています。

年齢別でみると、令和5（2023）年時点で18歳未満人口は4,261人、18歳～64歳人口は14,746人となっており、今後は減少していくと予測されています。65歳以上の高齢者人口は同時点で9,182人となっており、同じく減少傾向にあります。どちらも減少傾向にありますが、高齢者人口よりも総人口の減少幅が大きいいため、総人口に対する高齢者が占める割合（高齢化率）は増加すると見込んでいます。

【総人口、高齢者人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## 2. 障がいのある人の状況

障害者手帳を所持している市民は令和5（2023）年現在で、1,948人となっています。令和5（2023）年の内訳をみると、身体障害者手帳所持者は1,451人で、そのうちの約5割が肢体不自由、約4割が内部障がいです。

また、療育手帳所持者は271人、精神障害者保健福祉手帳所持者は226人となっています。

### ■手帳所持者数等の推移（各年3月31日現在）

	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	増減率※1
身体障害者手帳	1,511	1,505	1,473	1,485	1,451	-4.0%
療育手帳	254	253	261	263	271	6.7%
精神障害者保健 福祉手帳	200	218	231	226	226	13.0%
自立支援医療(精 神通院)受給者証	359	373	195	386	344	-4.2%
難病※2	241	264	276	301	291	20.7%

※1 令和元（2019）年と令和5（2023）年の手帳所持者数の増減率

※2 特定疾患医療受給者および小児慢性疾患医療受給者の合計

資料：福井県、福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター

### ■身体障害者手帳等級別所持者数（令和5（2023）年3月31日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
身体 障がい 者数	477	170	302	329	80	93	1,451

### ■身体障がい者手帳障がい種別所持者数（令和5（2023）年3月31日現在）

	年齢	視覚	聴覚 平衡	音声 言語 そしゃく	肢体 不自由	内部 障がい	計
身体障が い者数	0～17	3	3	0	13	3	22
	18～30	1	3	1	9	5	19
	31～64	11	18	4	152	84	269
	65～	84	90	9	539	419	1,141
	計	99	114	14	713	511	1,451

■療育手帳所持者数（令和5（2023）年3月31日現在）

年齢	18歳未満	18歳以上	合計
療育手帳所持者数	36	235	271

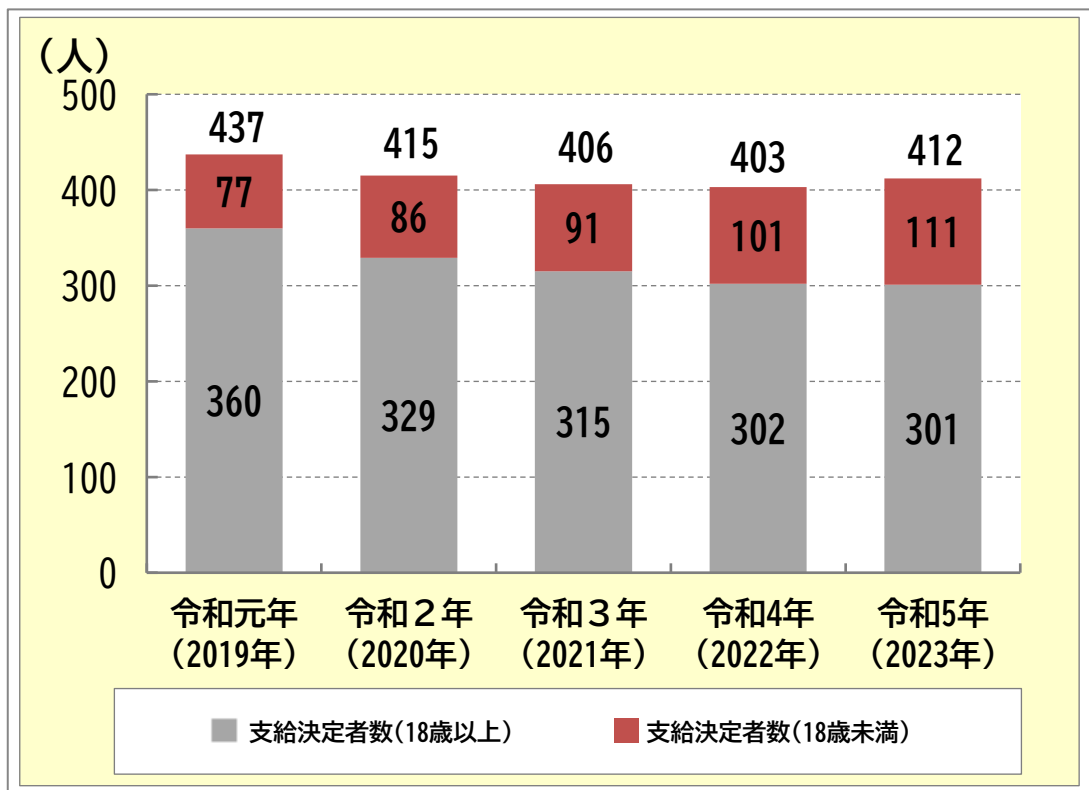
等級	A1	A2	B1	B2	合計
療育手帳所持者数	91	5	87	88	271

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和5（2023）年3月31日現在）

年齢	18歳未満	18歳以上	合計
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1	225	226

等級	1級	2級	3級	計
精神手帳所持者数	10	171	45	226

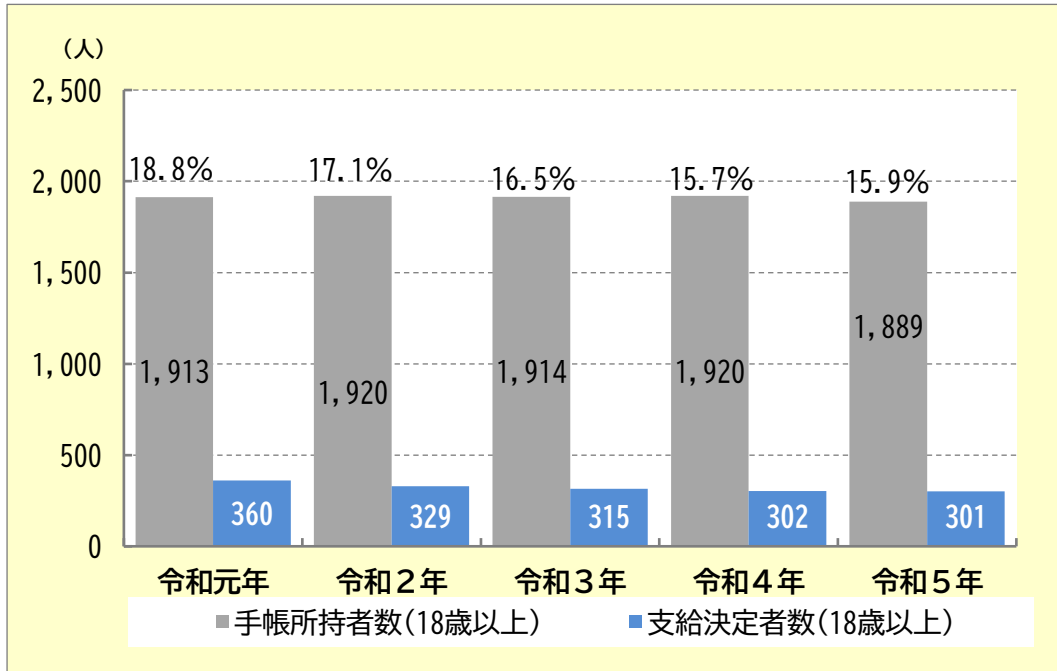
■障がい福祉サービス支給決定者数（各年3月31日現在）



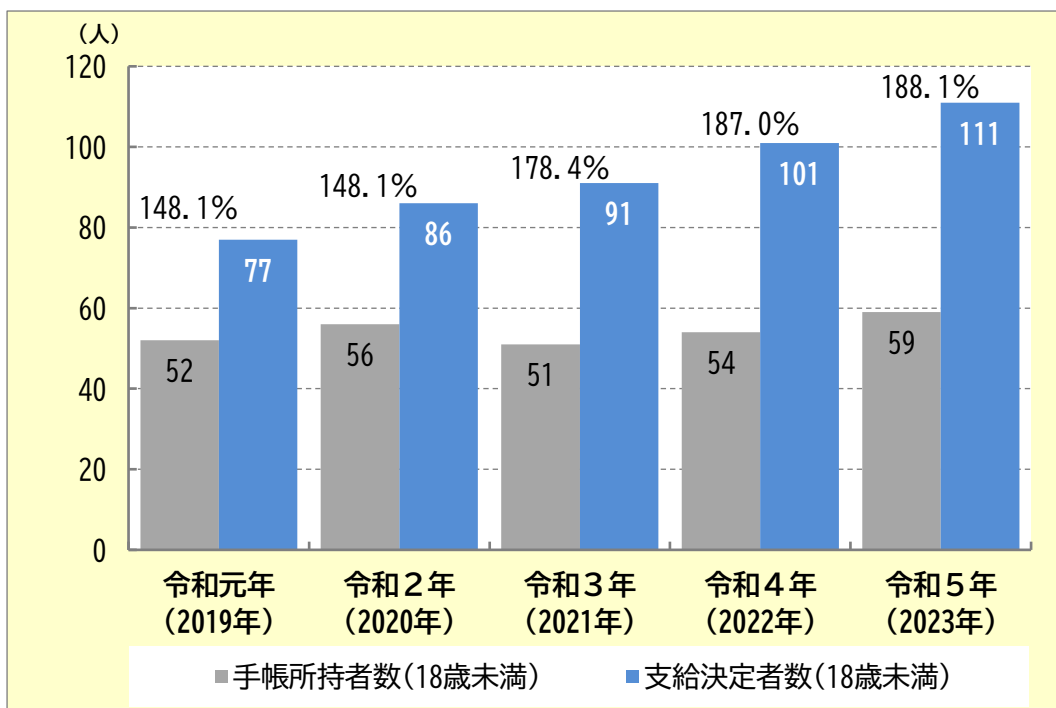
資料：小浜市



■支給決定率の推移（18歳以上）（各年3月31日現在）



■支給決定率の推移（18歳未満）（各年3月31日現在）



### 3. 障がい者の就業状況

一般企業における障がいのある人の雇用状況についてみると、実雇用率は全国および福井県ともに上回っています。

小浜公共職業安定所における新規求職申込件数および就職件数についてみると、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向でしたが、令和4年度においては感染拡大が収束してきたこともあり、増加に転じています。

#### ■一般企業における障がいのある人の雇用の状況（単位：％）

区分	小浜公共職業安定所		福井県		全国	
	実雇用率	雇用率達成企業の割合	実雇用率	雇用率達成企業の割合	実雇用率	雇用率達成企業の割合
平成30年度(2018)	2.33	77.8	2.40	56.6	2.05	45.9
令和元年度(2019)	2.43	73.7	2.35	57.1	2.11	48.0
令和2年度(2020)	2.50	75.7	2.44	58.9	2.15	48.6
令和3年度(2021)	2.59	77.3	2.53	57.6	2.20	47.0
令和4年度(2022)	2.70	78.4	2.48	58.2	2.25	48.3

資料：小浜公共職業安定所（各年度6月1日現在の数値）

#### ■公共職業安定所に登録している障がいのある人数の推移（単位：人）

区分		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
新規求職 申込件数	身体障がい	24	25	21	18	23
	知的障がい	16	18	17	14	20
	精神障がい	25	37	31	31	53
	発達障がい・難病	5	6	6	5	1
	計	70	86	75	68	97
就職 件数	身体障がい	16	14	7	8	16
	知的障がい	14	11	11	9	6
	精神障がい	16	21	23	25	35
	発達障がい・難病	2	3	4	3	1
	計	48	49	45	45	58

資料：小浜公共職業安定所（各年度末の数値）

※民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者を雇用しなければいけないとされています。法定雇用率は、一般の民間企業で2.3%、国・地方公共団体・特殊法人等は2.6%とされています（なお、令和6年4月より、一般の民間企業で2.5%、国・地方公共団体・特殊法人等は2.8%へと引き上げられます）。

# 障がい者計画（抜粋） 令和3年3月策定

障がい者計画は、障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画で本市における障がいのある人のための基本的な計画です。計画期間を令和3年度から令和8年度までとしています。

## 1. 基本理念

---



全ての人が住み慣れた地域で「自分らしい暮らし」が送れることを願っています。支援や介護が必要なときも「いきいきと輝ける暮らし」を実現するよう支えあうことが、私たちが目指す障がい者福祉です。

本市のこれまでの方向性と、総合計画における障がい者福祉施策の基本方針を踏まえ、障がいのある人もない人も、互いに支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らし、自分らしく自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、「だれもが自分らしく暮らせる共生のまちづくりの実現」を本計画の基本理念とします。

## 2. 障がい者福祉の目標

---

基本理念である『だれもが自分らしく暮らせる共生のまちづくりの実現』のため、次の基本目標を定め、網羅的に施策の推進に取り組みます。

### 目標Ⅰ 安全で安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が地域で快適に暮らし、いきいきと活動していくために、情報提供の整備を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備に取り組みます。

また、災害時や新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の感染症の対策に取り組み、障がいのある人の安全が速やかに確保され、必要な支援を受けられるよう体制整備を推進するとともに、障がいに対する理解を促進し、心のバリアフリーにつながる啓発を推進します。

### 目標Ⅱ 自立した生活を送れる支援体制づくり

障がいのある人が、地域の中で自分らしい生活を送ることができるよう、支援体制づくりを推進します。乳幼児期における保育・教育環境の整備に努めるとともに、適切なサービスや支援が受けられるよう、身近で分かりやすい相談支援体制の構築に取り組みます。

また、保健、医療、福祉の連携を強化し、各サービスの提供体制の充実に努めます。

### 目標Ⅲ 就労や社会参加による生きがいづくり

障がいのある人が就労の機会を得ることは、地域社会の一員として社会参加し、生きがいを見出すうえで重要であることから、障がいのある人の特性や意欲に応じた雇用・就業環境の整備に努めます。また、障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し、いきいきと暮らせるよう、文化芸術活動や、スポーツ、レクリエーションを行うことのできる環境の整備等を促進します。

### 3. 計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針	施策
だれもが自分らしく暮らせる共生のまちづくりの実現	目標Ⅰ 安全で安心して暮らせるまちづくり	1 情報提供の充実	(1)情報のバリアフリー化の推進 (2)意思疎通支援事業の充実
		2 生活環境の整備	(1)住宅改善の促進 (2)バリアフリーのまちづくりの推進 (3)移動の自由の確保
		3 防災対策の充実	(1)緊急時・災害時の対策の推進 (2)日常生活における安全・安心対策
		4 感染症対策の強化	(1)関係機関との連携強化 (2)情報提供の充実
		5 差別解消・権利擁護の推進	(1)障がい者差別解消への取組みの充実 (2)権利擁護施策の充実
	目標Ⅱ 自立した生活を送れる支援体制づくり	1 地域生活の支援	(1)在宅福祉サービスの充実 (2)入所施設・病院から地域生活への移行推進 (3)相談支援体制の整備 (4)経済的支援の充実 (5)総合的な支援体制の構築
		2 保健・医療の充実	(1)障がいの早期発見・予防 (2)医療とリハビリテーションの充実 (3)保健医療サービスの充実 (4)精神保健福祉の推進
		3 教育・育成	(1)就学前療育、保育の充実 (2)学校教育との連携の充実 (3)保育・教育における支援体制の充実
	目標Ⅲ 就労や社会参加による生きがいがづくり	1 文化芸術・スポーツ活動の促進	(1)スポーツ活動の振興 (2)文化・芸術活動の充実
		2 雇用・就業支援施策の推進	(1)一般就労の促進・支援 (2)就労支援事業の充実 (3)福祉就労の促進 (4)企業等に対する啓発の推進

小浜市障がい者（児）福祉計画第5章

## 第7期小浜市障がい福祉計画

## 1 令和8（2026）年度までの成果目標

第7期小浜市障がい福祉計画では、施設に入所している障がい者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるため、令和8（2026）年度末を目標年度とし、国の基本指針を参考に本市の実情を踏まえた数値目標を設定し、障がい者計画の基本理念である「だれもが自分らしく暮らせる共生のまちづくりの実現」に向け、取り組みます。

### （1）福祉施設から地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者について、グループホームやひとり暮らしなど、地域生活への移行を推進します。

#### 第6期の進捗状況

第6期小浜市障がい福祉計画では、令和5（2023）年度末までに令和元（2019）年度末時点の施設入所者数50（人）の6％である3（人）が地域生活に移行することを目標としました。

#### 入所施設からの地域移行

令和5（2023）年度末までの目標	令和4（2022）年度末の実績・進捗率	令和5（2023）年度末の実績・進捗見込み
3人	0人	0人
	0%	0%

地域移行者数については、入所者の高齢化・重度化により、目標達成は厳しい見込みです。また、これまで地域生活をしてきた障がい者も、本人やご家族の高齢化により、今後も施設入所者数が増えると予想されます。

## 第7期の目標

### 【国の基本指針】

- 令和8（2026）年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とします。
- 令和8（2026）年度末の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とします。

### 【目標の考え方】

目標値①については、国の基本指針により令和8（2026）年度末までに、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数48人の6%以上である3人を地域生活に移行することを目標とします。目標値②については、目標値①により地域生活への移行を推進しつつ、施設入所者数2人の削減を目標とします。

項目	数値	備考
令和4（2022）年度末時点の入所者数 (A)	48人	
【目標値①】 入所施設からの地域移行 (B)	3人	(A)のうち、令和8（2026）年度末までに地域生活へ移行する方の目標数
新たな入所施設利用者数 (C)	1人	令和8年度（2026）年度末までに新たに入所施設利用者数が必要な方の見込数
令和8（2026）年度末の入所者数 (D)	46人	令和8（2026）年度末の利用者見込数 (A-B+C)
【目標値②】 施設入所者の削減数	2人	(A-D)

(参考) 市内の入所施設： 施設・定員 120名（令和5（2023）年4月1日現在）

## 目標達成のための方策

- 福祉人材の確保に努めるとともに地域生活支援拠点の整備など、地域生活を支える体制の強化に努めます。
- 地域における生活の場（グループホームなど）と日中活動の場（通所施設など）の整備を進めます。
- 入所者の高齢化や重度・重複障がいの受入れに対応できるグループホームの整備を推進し、地域で暮らしていける体制づくりを進めます。



## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

### 第6期の進捗状況

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置については、「精神保健福祉連絡会」を既に設置しており、精神障がい者支援に関する事例検討や課題について協議を行っています。

### 第7期の目標

#### 【国の基本指針】

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制づくりについて今後も計画的に推進します。
- 取組みの趣旨を踏まえ、それぞれの目標値を設定します。
  - ・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上
  - ・精神病床における令和8（2026）年度末の1年以上長期入院者数を国推計式により設定
  - ・精神病床における令和8（2026）年度の入院後、3か月時点の退院率68.9%以上、6か月時点の退院率84.5%以上、1年時点の退院率91.0%以上

#### 【目標の考え方】

4市町（小浜市・若狭町・おおい町・高浜町）の保健・医療・福祉関係者による「精神保健福祉連絡会」を協議の場として、目標の設定および評価の実施に努めながら、精神障がいにも対応した包括的な連携による支援体制を構築していくための取組みを推進します。

精神障がい者の退院後の地域における生活日数等については、県が目標設定を行うため、市では設定していません。

項目	数値	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	4回	
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施	実施	

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の地域生活を支援する機能（①相談②緊急時の受入・対応③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点を整備します。

#### 第6期の進捗状況

若狭圏域（小浜市・美浜町・若狭町・おおい町・高浜町）で共同して整備してきました。複数の事業所がそれぞれの専門性を活かし、分担して機能を担う面的整備を推進しました（①～⑤整備済み）。また、運用状況の検証については令和5年度に行っています。

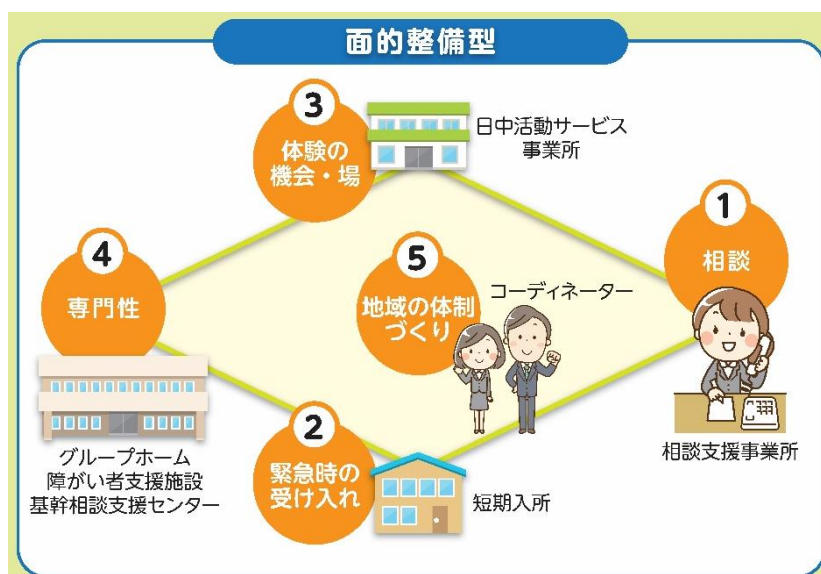
#### 第7期の目標

##### 【国の基本指針】

- 令和8（2026）年度末までに地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本とします。
- 強度行動障がいをもつ者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

地域生活支援拠点の機能を追加・拡充・充実させるため、面的な体制を継続して確保するとともに、自立支援協議会の専門部会において年1回以上運用状況の検証を行います。また、強度行動障がいをもつ者に関し、若狭圏域において支援体制の構築を進めます。

#### 【地域生活支援拠点のイメージ図】



#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進します。

### 第6期の進捗状況

#### 令和5年度の見込み

項目	数値	
	目標	見込み
【目標値①】 福祉施設から一般就労への移行者数	7人	7人
	7人	7人
【目標値②】 就労移行支援から一般就労への移行者数	4人	3人
	3人	3人
【目標値③】 就労継続支援A型から一般就労への移行者数	2人	2人
	2人	2人
【目標値④】 就労継続支援B型から一般就労への移行者数	2人	2人
	2人	2人
【目標値⑤】 就労定着支援事業の利用者数	5人	0人
	0人	0人

## 第7期の目標

### 【国の基本指針】

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8（2026）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とします。
- 各事業の趣旨を踏まえ、それぞれの目標値を設定します。
  - ・令和8（2026）年度に令和3（2021）年度実績の1.31倍以上が就労移行支援により移行
  - ・令和8（2026）年度に令和3（2021）年度実績の1.29倍以上が就労継続支援A型により移行
  - ・令和8（2026）年度に令和3（2021）年度実績の1.28倍以上が就労継続支援B型により移行
- 就労移行支援事業所利用終了者のうち、一般就労した者の割合が5割以上の事業所の割合が5割以上

### 【目標の考え方】

目標値①～④について、国の指針では、令和3年度末実績を基準としていますが、移行者数は年度によってばらつきがあるため、令和3年度および令和4年度の平均値を基準として目標値を設定しました。

項目	数値
【目標値①】 福祉施設から一般就労への移行者数	11人
【目標値②】 就労移行支援から一般就労への移行者数	4人
【目標値③】 就労継続支援A型から一般就労への移行者数	3人
【目標値④】 就労継続支援B型から一般就労への移行者数	4人
【目標値⑤】 就労移行支援事業終了利用者のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業者数	1か所

## 目標達成のための方策

- 民間企業等における職場見学等を通じて、就労意欲の喚起や就労に向けた支援を促進します。
- 就労移行支援事業所等の就労支援により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。
- 自立支援協議会を中心に、就職のための準備を行うジョブガイダンスにおいて、就職知識の向上支援や模擬面接などを毎年開催します。
- 就労定着支援事業の提供事業所がないため、確保に努めます。

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談体制の強化に向けた取組みを進めます。

### 第6期の進捗状況

項目	数値	備考
【目標値①】 基幹相談支援センターの設置	設置済	令和元年度設置済
【目標値②】 相談支援事業所の情報共有の場の確保	実施	自立支援協議会の専門部会で実施
【目標値③】 総合的・専門的な相談支援の実施	実施	自立支援協議会において研修会、事例検討を実施

## 第7期の目標

### 【国の基本指針】

- 基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所への指導・助言等により地域の相談支援体制の強化を図る。
- 障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者等およびその家族、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会（以下単に「協議会」という。）における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

### 【目標の考え方】

相談支援体制を充実・強化する取組みの中核となる基幹相談支援センターを中心に、他事業所に対して訪問等による専門的な指導・助言や業務相談の援助を行うことで、相談支援体制の更なる充実に向けた取組みを行っていきます。

項目	数値	備考
【目標値①】 基幹相談支援センターの設置	設置	令和元年度 設置済
【目標値②】 訪問等による専門的な指導・助言	実施	基幹相談支援センターによる相談支援事業所への訪問等による指導、助言
【目標値③】 相談支援事業所の人材育成の支援	実施	基幹相談支援センターによる研修、講座
【目標値④】 地域の相談支援機関との連携強化	実施	基幹相談支援センターによる巡回相談等
【目標値⑤】 個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施	自立支援協議会の専門部会において実施

### 目標達成のための方策

- 相談支援事業所は、障がい者の適切なサービス利用、また家族への支援等複合的な課題に対応する必要があることから、事業所同士の情報交換、情報共有の場を設け、相談支援体制の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターによる訪問指導・助言を行い、相談支援事業所全体のスキルアップを図ります。
- さまざまなニーズに対応できるよう、他分野との連携体制の強化を図ります。

## (6) 障がい福祉サービス等の質を向上するための取組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させる取組みとして、障がい福祉サービスの利用状況を把握し、障がい者が真に必要とするサービスが提供できているのかの検証を行います。

### 第6期の進捗状況

項目	数値	備考
障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加	実施	県等が実施する研修等への市職員の参加
自立支援審査支払等システムの分析・活用	実施	過誤請求の削減および必要なサービス量の把握

### 第7期の目標

#### 【国の基本指針】

- 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築します。

#### 【目標】

項目	数値	備考
障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加	1人の職員が1回以上/年	県等が実施する研修等への市職員の参加
自立支援審査支払等システムの分析・活用	実施	必要なサービス量の把握

### 目標達成のための方策

- 県等が実施する研修や情報共有の場に積極的に参加し、適切なサービスの提供に努めます。
- 自立支援審査支払等システムを活用して、近隣自治体と連携しながら、審査結果の分析、事例研究等を行うことで、必要なサービス量を把握し適切に供給できる体制づくりに努めます。



## 2 障がい福祉サービス等の見込量

### (1) 訪問系サービス

#### サービスの概要

サービス名		内容
介護給付	居宅介護 (身体介護、家事援助、 通院等介助)	ヘルパーがお伺いし、自宅において、入浴、排せつ、食事などの手助けや掃除、洗濯などを行います。また、通院のときに付き添いもします。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

#### 第6期の進捗状況

	単位	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	人/月	90	97	90	94	90	81
	時間/月	1,200	1,190	1,200	1,056	1,200	986
重度訪問介護	人/月	1	0	1	0	1	0
	時間/月	140	0	140	0	140	0
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	13	13	13	15	13	12
	時間/月	100	38	100	57	100	71
重度障がい者 等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和5(2023)年度は実績見込み

## 第7期の見込量

見込量は各サービスとも、第6期の実績および現状を踏まえて設定しました。

	単位	令和6(2024) 年度見込量	令和7(2025) 年度見込量	令和8(2026) 年度見込量
居宅介護	人/月	90	90	90
	時間/月	1,100	1,100	1,100
重度訪問介護	人/月	0	0	1
	時間/月	0	0	140
行動援護	人/月	0	0	1
	時間/月	0	0	5
同行援護	人/月	15	15	15
	時間/月	80	80	80
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	1
	時間/月	0	0	140

## 見込量を確保するための方策

- サービスの内容や利用方法を周知し、適切な利用を促進します。
- 利用者のニーズを的確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図り事業者への情報提供を行います。
- 市内および近隣市町のサービス提供事業者と連携を図るとともに、提供できる事業所がないサービスについては事業所の確保に努めるなど、サービス見込量を提供できる体制を確保します。

## (2) 日中活動系サービス

### サービスの概要

サービス名		内容
介護給付	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設において昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産的活動の機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
	就労選択支援	障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、能力や適性にあった選択を支援します。【新規】
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
	宿泊型自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結び、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者の就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るため、事業所や家族との必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

## 第6期の進捗状況

	単位	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
短期入所 (ショートステイ)	人/月 <sup>※1</sup>	30	19	30	17	30	18
	人日/月 <sup>※2</sup>	90	25	90	20	90	25
療養介護	人/月	7	5	7	5	7	4
	人日/月	215	152	215	122	215	120
生活介護	人/月	90	76	95	85	100	88
	人日/月	1,620	1,384	1,710	1,416	1,800	1,405
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	2	2	2	1	2	1
	人日/月	60	34	60	21	60	14
宿泊型 自立訓練	人/月	2	2	2	1	2	1
	人日/月	60	34	60	21	60	18
就労移行支援	人/月	10	3	10	4	10	5
	人日/月	120	41	120	75	120	86
就労継続支援 (A型)	人/月	50	50	50	47	50	46
	人日/月	950	916	950	870	950	860
就労継続支援 (B型)	人/月	110	103	115	107	120	111
	人日/月	1,870	1,724	1,955	1,741	2,040	1,808
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	3	0
	人日/月	0	0	0	0	3	0

※令和5(2023)年度は実績見込み

※1 人/月…一月あたり何人が利用したか

※2 人日/月…一月あたり何人が何日利用したか(例:一月に30人が3日利用=90人日/月)

## 第7期の見込量

見込量は各サービスとも、第6期の実績および現状を踏まえて設定しました。ただし、就労選択支援については、令和6年度以降に実施される新たな事業のため見込量の設定はしていません。

	単位	令和6(2024) 年度見込量	令和7(2025) 年度見込量	令和8(2026) 年度見込量
短期入所 (ショートステイ)	人/月	20	20	20
	人日/月	40	40	40
療養介護	人/月	6	6	6
	人日/月	180	180	180
生活介護	人/月	90	95	100
	人日/月	1,620	1,710	1,800
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	1
	人日/月	0	0	20
就労選択支援	人/月	—	—	—
	人日/月	—	—	—
自立訓練 (生活訓練)	人/月	2	2	2
	人日/月	40	40	40
宿泊型 自立訓練	人/月	2	2	2
	人日/月	40	40	40
就労移行支援	人/月	5	5	6
	人日/月	85	85	100
就労継続支援 (A型)	人/月	50	50	50
	人日/月	950	950	950
就労継続支援 (B型)	人/月	115	120	125
	人日/月	1,960	2,040	2,130
就労定着支援	人/月	0	0	1
	人日/月	0	0	1

## 見込量を確保するための方策

- 自立訓練（機能訓練）を行う事業所がないため、事業所の確保に努めます。
- 就労継続支援B型の増加が見込まれるため、事業所の確保に努めます。
- 地域移行への促進や障がい児サービスからの移行に伴う利用者のニーズに対応できるよう、サービス提供の確保に努めます。
- 福祉施設から一般就労への移行を促すため、一般企業等関係機関との連携と情報共有に努めます。
- 一般就労に移行した障がい者が安定した就労を継続できるよう、定着に向けた支援を充実します。また、支援を行う事業所がないため、新規設置を推進します。

### (3) 居住系サービス

#### サービスの概要

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。

#### 第6期の進捗状況

	単位	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
施設入所支援	人/月	55	50	55	48	55	47
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	45	40	45	45	45	47

※令和5(2023)年度は実績見込み

#### 第7期の見込量

見込量は各サービスとも、第6期の実績および現状を踏まえて設定しました。

	単位	令和6(2024) 年度見込量	令和7(2025) 年度見込量	令和8(2026) 年度見込量
施設入所支援	人/月	47	46	46
自立生活援助	人/月	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	50	50	50

#### 見込量を確保するための方策

- 地域での自立した生活ができるよう、施設入所からグループホーム等への移行を進めつつ、地域移行が困難な障がい者の状況を把握し、適切なサービスが受けられるよう支援を行います。
- グループホームは障がい者が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、今後も設置の促進に取り組みます。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内および近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

#### (4) 相談支援

##### サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	相談支援専門員が、障がい福祉サービスの利用者の心身の状況や環境、サービス利用に関する意向を聞き取り、円滑なサービス利用のために計画を作成します。
地域移行支援	病院や施設入所をしている18歳以上の人（地域生活移行のための支援が必要と認められる人）に、相談支援専門員が相談による不安解消や住宅の確保、関係機関との調整、その他必要な支援を実施します。
地域定着支援	居宅において単身で生活をしている人に、相談支援専門員が常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を実施します。

##### 第6期の進捗状況

	単位	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	人/月	300	287	300	286	300	285
地域移行支援	人/月	1	0	2	0	3	0
地域定着支援	人/月	1	2	2	1	3	1

※令和5(2023)年度は実績見込み

##### 第7期の見込量

見込量は各サービスとも、第6期の実績および現状を踏まえて設定しました。

	単位	令和6(2024)年度見込量	令和7(2025)年度見込量	令和8(2026)年度見込量
計画相談支援	人/月	290	290	290
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	2	3

##### 見込量を確保するための方策

- 基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障がい者の相談支援体制の充実を図ります。
- 対応困難な事例にも対応できるよう、より専門的な相談支援体制の充実を図ります。

## (5) 地域生活支援事業（必須事業）

### サービスの概要

障がい者および障がい児が、自立した日常または社会生活を営むことができるよう支援するサービスです。地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することが求められています。

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活および社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者およびその家族ならびに地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者および精神障がい者に対し、成年後見制度の利用支援を行い、知的障がい者および精神障がい者の権利擁護を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣により、障がい者等との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出（通学、通勤、営業活動等の経済活動等の通年にわたる外出および社会通念上適当でない外出を除く。）について、個別の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動または生産的活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。



## 第6期の進捗状況

	単位	令和3 (2021)年度		令和4 (2022)年度		令和5 (2020)年度		
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	
理解促進研修 ・啓発事業	実施の有無	有	無	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	無	有	有	有	有	
相談支援事業	相談支援	か所	2	2	2	2	2	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	有	無	有	無	有	無
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	1	0	1	0	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	無	検討	無	検討	無	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	15	13	15	20	15	12
	手話通訳者設置事業	設置の有無	有	有	有	有	有	有
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	2	0	2	6	2	5
	自立生活支援用具	件/年	3	1	3	2	3	2
	在宅療養等支援用具	件/年	2	1	2	2	2	4
	情報・意思疎通支援用具	件/年	5	3	5	3	5	5
	排せつ管理支援用具	件/年	880	813	890	812	900	834
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	1	0	1	0	1	0
手話奉仕員養成研修事業	人/年	6	0	6	0	6	13	
移動支援事業	人/年	50	51	50	52	50	47	
	時間	1,500	1,484	1,500	1,568	1,500	1,319	
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1	1	1	1	
	人/年	480	226	490	221	500	284	

※令和5（2023）年度は実績見込み

## 第7期の見込量

見込量は各サービスとも、第6期の実績および現状を踏まえて設定しました。

		単位	令和6 (2024) 年度見込量	令和7 (2025) 年度見込量	令和8 (2026) 年度見込量
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有
相談支援事業	相談支援（一般相談）	か所	2	2	2
	基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		人／年	0	0	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	検討	検討	検討
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件／年	16	20	20
	手話通訳者設置事業	設置の有無	有	有	有
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件／年	5	5	5
	自立生活支援用具	件／年	2	2	2
	在宅療養等支援用具	件／年	3	3	3
	情報・意思疎通支援用具	件／年	4	4	4
	排せつ管理支援用具	件／年	850	850	850
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		人／年	10	10	10
移動支援事業		人／年	50	50	50
		時間	1,500	1,500	1,500
地域活動支援センター事業		か所	1	1	1
		人／年	290	290	290

## 見込量を確保するための方策

- 障がい者のニーズを把握し、必要なサービスを提供します。
- 手話奉仕員養成研修等で意思疎通支援等ボランティアの育成を行い、障がい者のサポート体制の充実を図ります。
- ニーズに合った見込量の確保のため、自立支援協議会、市内および近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。
- 成年後見制度の普及・利用促進に向けた取り組みを行います。
- 小浜市手話言語条例（令和5年3月制定）の基本理念に基づき、手話に対する理解および普及を図る中で、障がい者への理解促進に向けた啓発を推進します。

## (6) 地域生活支援事業（任意事業）

### サービスの概要

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス、日中一時支援事業等を実施しています。

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	移動入浴車により対象者の家庭等を訪問し、入浴、清拭および洗髪等の介助を行います。
日中一時支援事業	日中、事業所等において障がい者および障がい児に活動の場を提供し、見守りおよび社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。
知的障害者職親委託	職親委託事業は、知的障がい者に理解のある職親の下で、仕事をしながら生活・職業訓練を行うことを委託する事業です。
社会参加支援事業（スポーツ・レクリエーション教室開催等事業）	スポーツ大会やレクリエーションを通じて、体力増強、社会参加の促進を図ります。
社会参加支援事業（声の広報発行事業）	視覚障がい者等に対する声の広報を発行し、情報の提供することにより社会参加の促進を図ります。

### 第6期の進捗状況

	単位	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
訪問入浴サービス事業	人/月	2	1	2	3	2	3
日中一時支援事業	人/月	20	10	20	11	20	11
知的障害者職親委託	人/月	1	1	1	1	1	1
社会参加支援事業（スポーツ・レクリエーション教室開催等事業）	実施の有無	有	無	有	有	有	有
社会参加支援事業（声の広報発行事業）	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和5（2023）年度は実績見込み

## 第7期の見込量

見込量は各サービスとも、第6期の実績および現状を踏まえて設定しました。

	単位	令和6(2022) 年度見込量	令和7(2023) 年度見込量	令和8(2024) 年度見込量
訪問入浴サービス事業	人/月	3	3	3
日中一時支援事業	人/月	12	12	12
知的障害者職親委託	人/月	1	1	1
社会参加支援事業(スポーツ・レクリエーション活動等支援事業)	人/月	実施	実施	実施
社会参加支援事業(声の広報発行事業)	件/月	実施	実施	実施

## 見込量を確保するための方策

- 障がい者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、障がい者団体、市内および近隣自治体のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を推進します。

小浜市障がい者（児）福祉計画第6章

## 第3期小浜市障がい児福祉計画

# 1 令和8（2026）年度までの成果目標目標

障がい児や発達の気かりな子に対して障がい種別や年齢等のニーズに応じて身近な場所で支援を提供できるよう、地域の支援体制の整備を進めます。

## （1）障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを地域の障がい児療育の中心的な役割を果たす機関として、障害児通所支援等を実施する事業所と連携し、障害児通所支援の体制整備を図ります。また、障がいの有無に関わらず、それぞれの子どもが互いに学びあえるよう、保育所等への訪問を通じて障がい児支援に関する専門的支援や助言を行っていきます。

### 第2期の進捗状況

児童発達支援センターの設置	設置済
---------------	-----

- ① 児童発達支援センターの設置  
地域の障がい児療育の拠点となる施設である児童発達支援センターは、本市において設置済であり、提供サービスの拡充など、機能の強化に努めています。
- ② 保育所等訪問支援の利用体制の構築  
児童発達支援センターの機能の一部として、保育所等訪問支援を含めた支援を展開しています。
- ③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保  
児童発達支援センターにおいて、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を提供しています。
- ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置  
平成21（2009）年度に設置された「発達障がい者（児）支援専門委員会」において、医療、保健、福祉、教育、行政の関係機関が、年2回、連携を図るための協議を行っており、医療的ケア児の支援に関する協議の場にもなっています。

## 第3期の目標

### 【国の基本指針】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、児童発達支援センターを1か所以上設置することを基本とします。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。
- 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することを基本とします。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8（2026）年度までに関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

### 【目標】

項目	数値	備考
【目標値①】 児童発達支援センターの設置	1か所（設置済）	令和8（2026）年度末までに整備する児童発達支援センターの箇所数
【目標値②】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	2か所（設置済）	令和8（2026）年度末までに整備する保育所等訪問支援を実施する事業所の箇所数
【目標値③】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援事業所 1か所（設置済） 放課後等デイサービス事業所 1か所（設置済）	令和8（2026）年度末までに整備する重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の箇所数
【目標値④】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所（設置済）	医療的ケア児支援のための協議の場の設置数
【目標値⑤】 医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	2名	令和8（2023）年度末までに配置する医療的ケア児等コーディネーターの配置数（児童発達支援センター内）



## 目標達成のための方策

- 目標値①については、既に小浜市母と子の家児童発達支援センターを設置し、指定管理者による運営を行っています。今後も地域の障がい児療育の拠点となるよう機能強化に努めます。
- 目標値②については、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を継続して確保していきます。
- 目標値③については、医療的ケア児を含む重症心身障がい児の実情や課題を踏まえ、重症心身障がい児を支援する事業所の確保に努めます。
- 目標値④については、「発達障がい者（児）支援専門委員会」の中で、医療的ケア児の支援体制に関する課題や情報交換を行い、地域の実情に応じた体制整備について協議します。
- 目標値⑤については、医療的ケア児支援にかかる研修会への派遣等で人材育成を図り、児童発達支援センター内に医療的ケア児等支援コーディネーターの配置を推進します。

## 2 障害児通所支援等の見込量と確保策

### (1) 障がい児支援（児童福祉法に基づくサービス）

#### サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	療育の必要性があると認められる未就学の児童に、日常生活の基本的な動作、集団生活の適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設にて生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や小学校などに通う、療育の必要性があると認められる児童に対し、当該施設を訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	相談支援専門員が、障がい児等の環境や心身の状況などを聞き取り、児童福祉サービス利用のための計画を作成します。

#### 第2期の進捗状況

	単位	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
児童発達支援	人/月	50	50	50	58	50	57
	人日/月	120	105	120	95	120	104
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	55	59	60	66	65	63
	人日/月	450	481	480	476	520	489
保育所等訪問支援	人/月	32	23	34	26	36	27
	人日/月	32	23	34	26	36	27
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1	1	1	1
障がい児相談支援	人/月	95	106	100	122	105	125

※令和5(2023)年度は実績見込み

### 第3期の見込み量

見込量は各サービスとも、第6期の実績および現状を踏まえて設定しました。

	単位	令和6(2024) 年度見込量	令和7(2025) 年度見込量	令和8(2026) 年度見込量
児童発達支援	人/月	60	60	60
	人日/月	110	110	110
放課後等 デイサービス	人/月	70	80	80
	人日/月	560	640	640
保育所等 訪問支援	人/月	28	29	30
	人日/月	28	29	30
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	1	1	1
障がい児相談 支援	人/月	130	135	140

### 見込量を確保するための方策

- 放課後等デイサービスの利用が増加する見込みのため、近隣自治体およびサービス提供事業者と連携し、サービス提供体制を確保するための施策を検討します。
- 居宅訪問型児童発達支援は対応できる事業所が少ないため、サービス提供体制の確保に努めます。

## (2) 発達障がい者（児）支援

小浜市が実施する3歳児健診において、何らかの発達の気がかりさを指摘される子どもは受診者のうち約30%となっています。その中で、療育が必要な幼児については、早期に療育に繋げる取組みが必要です。

### 取組みの内容

取組み	内容
発達障がい者（児）支援 専門委員会	毎年2回の開催を基本とし、保健・医療・福祉・教育の連携を深め、発達支援に関する取組みについて、協議を行います。
相談（個別・集団）の充実	児童発達支援センターや子育て支援センターなどで行う専門職員による個別相談や集団相談会を充実します。
幼児・小学生向け・中学生 向け・青年向けセミナー	障がいに対する理解促進のためのセミナーを実施します。
ペアレントプログラムの開催	保護者のストレスを軽減し、子どもに対して前向きな子育てができるコツや工夫を学んでいただきます。
支援員養成セミナーの実施	研修型ペアレントプログラムの実施により、支援者を養成することや発達が気がかりな子の子育て経験から相談支援を行うペアレントメンターの育成に取り組みます。
ちぢぢはサポートクラブ の開催	ペアレントメンターが自身の経験を基に同じ悩みを抱える保護者等に対して相談や情報提供を行います。
庁内窓口・専門職員の配置	臨床心理士などの専門職の配置を検討します。
健診から就学までの切れ目の ない支援体制の整備	保育カウンセラーの巡回および保育士に対する研修会の実施、また、小浜市独自の取組みである5歳児健康相談を実施し、就学までのフォローの体制を整えます。
放課後支援体制の整備	放課後等デイサービス事業所の確保や保育カウンセラーが放課後児童クラブの指導員に気がかりな子への対応について助言等を行います。
就労支援体制の整備	職場体験の受入れや、ジョブガイダンス等の充実を図ります。
保護者向けハンドブック作成	特徴に応じた接し方や、制度、サービス、相談機関を記載したハンドブックを作成します。

## 第2期の進捗状況

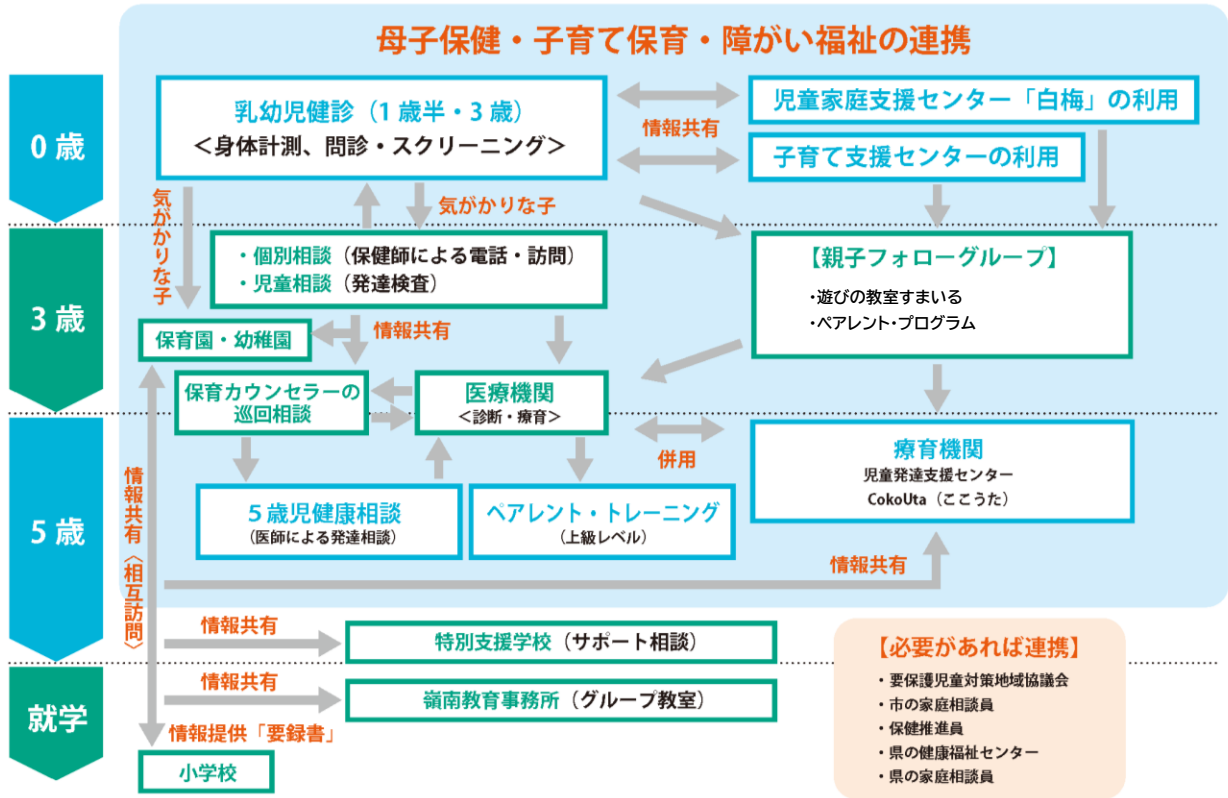
	単位	令和3 (2021)		令和4 (2022)		令和5 (2023)	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
専門委員会の開催	回/年	2	2	2	1	2	2
相談(個別・集団)の開催	件/月	1	1	1	1	1	1
啓発セミナー開催	回/年	1	0	1	0	1	1
ペアレントプログラムの参加者数	人/年	8	8	8	8	8	8
ペアレントメンターの人数	人	6	8	7	8	8	8
ちち☆ははサポートクラブの参加者数	人/年	15	0	15	3	15	4

## 第3期の見込量

見込量は各サービスとも、第6期の実績および現状を踏まえて設定しました。

	単位	令和6 (2024) 見込量	令和7 (2025) 見込量	令和8 (2026) 見込量
専門委員会の開催	回/年	2	2	2
相談(個別・集団)の開催	件/月	1	1	1
啓発セミナー開催 (保護者セミナー等)	回/年	1	1	1
ペアレントプログラムの参加者数	人/年	8	8	8
ペアレントメンターの人数	人	9	10	11
ちち☆ははサポートクラブの参加者数	人/年	5	5	5

# 発達障がい早期発見のための連携体制



# 資料編

# 資料編

## 1 小浜市障がい者（児）福祉計画策定委員会規則

---

○小浜市障がい者（児）福祉計画策定委員会規則

令和2年12月22日

規則第49号

（趣旨）

第1条 この規則は、小浜市附属機関設置条例(令和2年小浜市条例第31号)第3条の規定に基づき、小浜市障がい者（児）福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員等）

第2条 委員は、医療・保健関係者、福祉関係者、行政機関の職員、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱または任命する。

（補欠の委員の任期等）

第3条 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長および副委員長）

第4条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、高齢・障がい者元気支援課において処理する。

（その他）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



## 2 小浜市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同)

氏名	所属	備考
中 幸俊	小浜市身体障害者福祉連合会	
津田 幸次	社会福祉法人 つみきハウス	
村上 美恵子	相談支援センター 若狭ねっと	
平吹 威一郎	嶺南障害者就業・生活支援センターひびき	
安倍 小百合	小浜市母と子の家児童発達支援センター	
文 元栄	社会福祉法人 友愛会	
中野 よしみ	小浜市社会福祉協議会	
内田 貴弘	社会福祉法人 若狭つくし会	
辻 司代	嶺南振興局若狭健康福祉センター	
檀野 清隆	小浜市役所 民生部 部長	
大谷 望	小浜市役所 子ども未来課	

### 3 計画の策定経過

---

年月	内容
令和5年10月27日	第1回策定委員会
令和5年12月11日	第2回策定委員会
令和6年2月7日	第3回策定委員会